

2012年1月

『えん熟君』
一時払新個人年金保険（円建）
ご契約者各位

ジブラルタ生命保険株式会社
(旧AIGエジソン生命保険株式会社)

本資料をご覧いただく際の留意事項

旧AIGエジソン生命保険株式会社（以下、旧エジソン生命）は、2012年1月1日をもちまして、旧エイアイジー・スター生命保険株式会社とジブラルタ生命保険株式会社との3社合併により、社名を『ジブラルタ生命保険株式会社』へ変更いたしました。

本資料は、旧エジソン生命が過去に金融機関募集代理店を通じて販売していた商品の当時の契約締結前交付書面であり、ご契約者向けに掲載しているものです。

[注] 現在、本商品は新規の販売を停止しております。

合併に伴う、ご契約者の保険契約内容の変更はございません。また、合併に伴い、ご契約者にお手続きをいただくことは一切ございません。

本商品のご契約内容に関するご照会、積立利率・為替レート等のご確認は、下記までお願ひいたします。

引受保険会社
ジブラルタ生命保険株式会社

コールセンター
(旧エジソン生命専用ダイヤル)  0120-975-611

受付時間 平日9:00~18:00
(土日・祝・12/31~1/3を除く)
携帯・PHSからもご利用いただけます。
本社 〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

契約締結前交付書面 (契約概要／注意喚起情報)

この書面は、保険業法第300条の2（準用金融商品取引法第37条の3）に基づく
契約締結前にお客さまに交付しなければならない「契約締結前交付書面」です。



一時払新個人年金保険（円建）

苦情・相談窓口について

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、
AIGエジソン生命のカスタマーサービスセンターへお申出ください。

0120-975-611

（フリーコール／通話料無料）

受付時間 9：00～18：00
(土・日・祝日、年末年始の休業日を除く)

この商品に関する認定投資者保護団体は社団法人生命保険協会です

（社）生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス：<http://www.seijo.or.jp>）
生命保険相談所が苦情の申出を受けたときから原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合には、苦情・紛争処理のための公正な機関として、生命保険相談所内に判定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

*認定投資者保護団体とは、金融商品取引法により定められた金融商品の消費者の苦情解決や解決策のあつせんを行なう民間団体です。

ご検討・お申込みに際しましては、商品パンフレットその他、必ず「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

【問合せ（担当者）】
AIGエジソン生命の生命保険募集人（担当者）は、お客さまとAIGエジソン生命の保険契約締結の媒介を行なう者で、
保険契約締結の代理権はありません。
【募集代理店】
AIGエジソン生命保険株式会社
〒130-8625 東京都墨田区太平4-1-3
TEL：0120-975-611
ホームページ：<http://www.AlGedison.co.jp>

ご契約前に必ずお読みください

～担当者から以下の内容について口頭でお伝えします～

- ・「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」は、ご契約内容等に関する重要な事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご確認のうえ、お申込みいただこうお願いいたします。
- ・特に、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分をお読みいただくことが重要となります。

- ・また、現在ご契約の保険契約を解約または減額して、あらたなご契約を申込まれる場合は、お客さまにとて不利益となる場合がありますのでご注意ください。

AIG AIGエジソン生命

年金の種類と年金額について

2

確定年金	選択された年金支払期間中、毎年定額の年金をお受取りいただけます。 (年金支払期間：5年、10年、20年、30年)
保証期間付終身年金	被保険者が存命である限り、毎年定額の年金をお受取りいただけます。保証期間中（10年）に被保険者がお亡くなりになつた場合、残存保証期間中継続して年金をお受取りいただけます。
保証金額付終身年金	被保険者が存命である限り、毎年定額の年金をお受取りいただけます。被保険者がお亡くなりになつた場合、年金受取累計額を差引きいて差額がある場合、死亡一時金としてお受取りいただけます（年金の継続受取りはできません）。 ※年金確定型の場合には選択できません。

一括可能型の場合

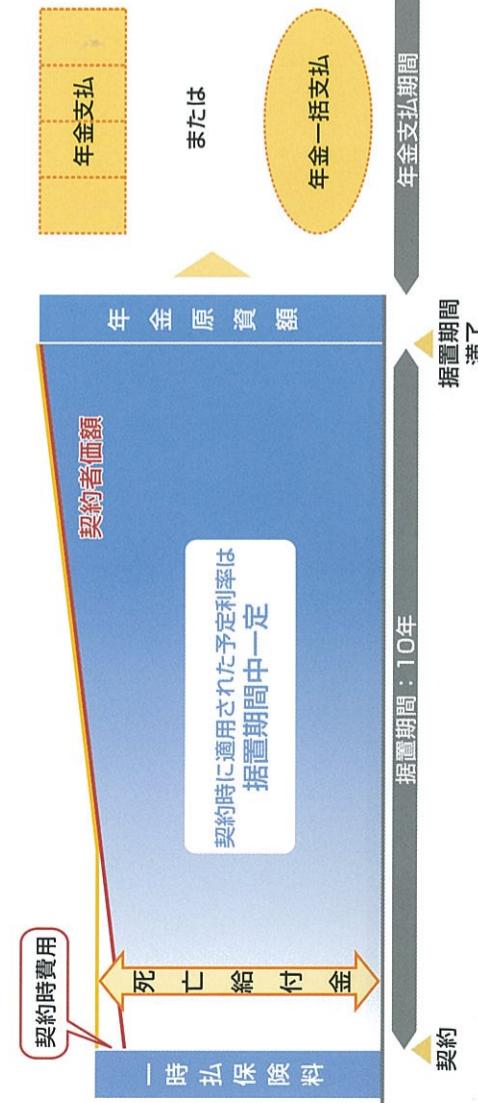
- (1) 年金額は、年金支払開始時に設定される予定利率（保証期間付終身年金または保証金額付終身年金の場合は予定利率および予定死亡率）等により決定されます。したがつて、設計書やパンフレット等に掲載されている年金額は、将来のお支払額をお約束するものではありません。
- (2) 所定の年金額を満たさない場合および契約時・年金支払開始日の契約年齢（被保険者）によつては、選択できない年金種類（年金支払期間）があります。

商品のしくみ

1

- <特徴>
- (1) この商品は、円建の保険料一時払の個人年金保険です。
 - (2) 据置期間満了まで固定利率で殖やします。
 - (3) 解約払戻金等について、市場金利に応じた運用資産（債券等）の価格の変化を反映させるしくみの商品です。これにより、解約払戻金額等は一時払保険料を下回る場合があり、損失が生じるおそれがあります。

<しくみ図>



被保険者がお亡くなりになつた場合

3

年金支払	年金支払前に被保険者がお亡くなりになつた場合、死亡日における契約者価額、解約払戻金額、一時払保険料のいづれか大きい金額を死亡給付金としてお支払いします。
または	※受取人が故意に被保険者を死亡させたとき等、免責事由に該当した場合には死亡給付金をお支払できないことがあります。保障内容の詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

保険料・払込方法等について

4

保険料払込方法	保険料の払込方法は一時払です。AIGエジソン生命の指定する口座へのお振込みとなります。
保険料	最低保険料は200万円です。ただし最低年金額を満たすものとします。
契約年齢 (被保険者の取扱範囲)	1契約および通算の最高保険料は、ご契約時の契約年齢により異なります。
据置期間	保険年齢で1歳以上79歳以下です。※年金の種類によって異なります。

- ※1 据置期間中に適用される予定利率
市場金利情勢等に応じて毎月1日と16日に設定されます。設定された予定利率は、ご契約時から据置期間を通して一定です。
・一時払保険料が1,000万円以上の場合、予定利率は0.1%上乗せされます。
・年金支払開始日以後の予定利率は、年金支払開始日に、そのときの市場金利情勢等に応じて設定されます。
- <年金確定型（年金支払期間予定利率事前確定特約付加）の場合>
・年金支払期間中に応じて、適用される予定利率が異なります。
・据置期間中および年金支払開始日以後に適用される予定利率は同率となります。

配当金について

5

- この保険は無配当保険のため、配当金はありません。

付加できる主な特約とその内容

8

遺族年金支払特約	死亡給付金を一時金にかえて確定年金として受取ることができます。一度指定された年金支払期間の変更のお取扱いはできません。
年金支払期間 予定利率事前確定特約 (年金確定型)	ご契約時に付加することにより、据置期間中および年金支払期間中を通して予定利率を一定にします。
※詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。	

各種費用

契約時費用	契約時に、契約時費用として保険契約の締結に必要な費用（一時払保険料の5%）が一時払保険料から控除されます。
契約の維持や死亡保障等に必要な費用	予定利率は、保険契約の維持や死亡保障等に必要な費用を控除して設定されます。
年金を管理するための費用	年金受取時に、年金を管理する費用として年金額の1%が控除されます。 (2007年9月1日現在。費用の割合は将来変更されることがあります。)

7

解約払戻金について

- (1) 据置期間中に契約を解約した場合、解約払戻金をお支払いします。
 (2) 解約払戻金は、運用資産（債券等）の価格の変化を反映させるため、市場金利に連動した市場価格調整を行ない、増減する場合があります。この際に用いる市場価格調整率には、上限・下限はありません。これにより、解約払戻金が一時払保険料を下回る場合があり、損失が生じるおそれがあります。

解約払戻金の計算式

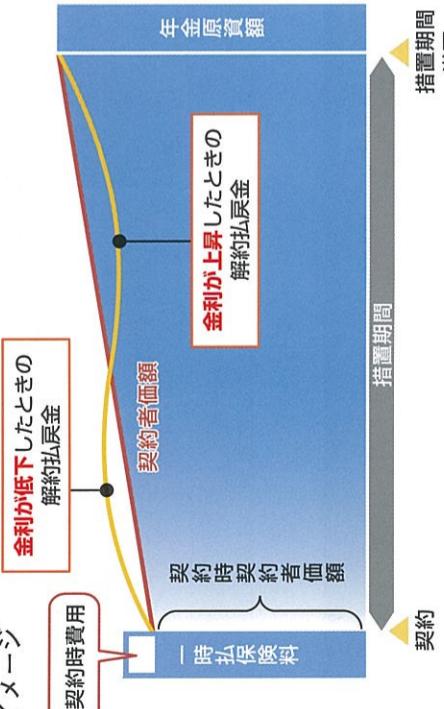
$$\text{解約払戻金額} = \text{解約日ににおける契約者価額} \times (1 - \text{市場価格調整率})$$

市場価格調整率の計算式

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left[\frac{1 + \text{契約日に適用される予定利率}}{1 + \text{解約日に計算される予定利率} + 0.3\%} \right]^{\frac{\text{残存月数}}{12}}$$

- (3) 市場価格調整率により、解約払戻金額は、この保険契約に適用されている予定利率よりも解約日に計算される予定利率が一定水準以上低い場合には増加し、高い場合には減少します。

解約払戻金額変動のイメージ



注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みますようお願いいたします。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項等についての詳細なラビにご契約内容に関する事項については、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

□ この商品における諸費用について

(1) 契約時費用

契約時に、契約時費用として保険契約の締結に必要な費用（一時払保険料の5%）が一時払保険料から控除されます。

(2) 契約の維持や死亡保障等に必要な費用

予定利率は、保険契約の維持や死亡保障等に必要な費用を控除して設定されます。

(3) 年金を管理するための費用

年金受取時に、年金を管理する費用として年金額の1%が控除されます。
(2007年9月1日現在。費用の割合は将来変更されることがあります。)

1 □

2 □

3 □

4 □

5 □

6 □

7 □

8 □

9 □

10 □

11 □

12 □

13 □

14 □

クーリング・オフ（お申込みの撤回等）について

- (1) 「お申込日」または「クーリング・オフ制度を記載した書面（ご契約のしおり・約款）の交付日」のいざれか遅い日を含めて8日以内であれば書面によりご契約のお申込みの撤回または解除をすることができます。
 - (2) ただし、債務の履行を担保するためのご契約の場合には、お申込みの撤回等をすることはできません。
 - (3) クーリング・オフ制度の適用期間についても、保険契約の解約のお取扱いが可能です。
- ※詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

職業についてありますを告知してください【告知義務】

- (1) 告知は、ご契約をお引受けするかどうかを決定する重要なものであり、被保険者には職業等について正しい告知をしていただく義務があります。（告知義務）
- (2) 告知していただいた内容が事実と異なっていたり、重要な事柄の告知がされなかつた場合は、告知義務違反となり、ご契約が解除されたり、給付金をお支払いできくなります。また解除の場合の払戻金額は、解約払戻金額となります。
- (3) 告知は、所定の生命保険契約申込書にご記入ください。AIGエンジン生命の生命保険募集人に口頭でお話しされただけでは、告知していただいたことにはなりません。

保障を開始する時期について

- (1) お申込みいただいたご契約をAIGエンジン生命が承諾した場合には、一時払保険料をAIGエンジン生命が受取り、告知が完了したときから、保険契約上の責任を負います。（責任開始）
- (2) 生命保険募集人は、お客様まとAIGエンジン生命の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約はAIGエンジン生命が承諾したときに有効に成立します。

年金・給付金・一時金等をお支払いできない場合について

- 次の場合には、年金・給付金・一時金等をお支払いできることがあります。
- ① 告知していただいた内容が事実と異なり、ご契約が告知義務違反により解除となつた場合
 - ② 年金・給付金・一時金等を詐取する目的で保険事故を起こした場合等重大事由によりご契約が解除となつた場合
 - ③ 保険契約について詐欺行為や、年金・給付金・一時金等の不法取得目的があつてご契約が無効となつた場合
 - ④ 給付金等の免責事由に該当した場合（例：受取人が故意に被保険者を死亡させたとき等）
- ※詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

市場金利変動リスク

この保険における解約払戻金額や年金支払開始後の一括支払金額は、市場金利の変動に応じた市場価格調整率が適用されるため変動します。このため、一時払保険料を下回る場合があり、損失が生じるおそれがあります。この市場金利変動リスクは契約者・受取人に帰属します。ただし、年金支払期間予定期率事前確定特約を付加した場合を除き、年金支払開始日から1ヵ月以内の年金原資の一括支払の場合は、市場価格調整率を適用しません。

5 解約払戻金について

- (1) 解約払戻金は、運用資産（債券等）の価値の変化を反映させるため、市場金利に連動した市場価格調整を行ない、増減する場合があります。この際に用いる市場価格調整率には、上限・下限はありません。
- (2) 解約払戻金は、契約時費用と市場価格調整のため、一時払保険料を下回る場合があり、損失が生じるおそれがあります。

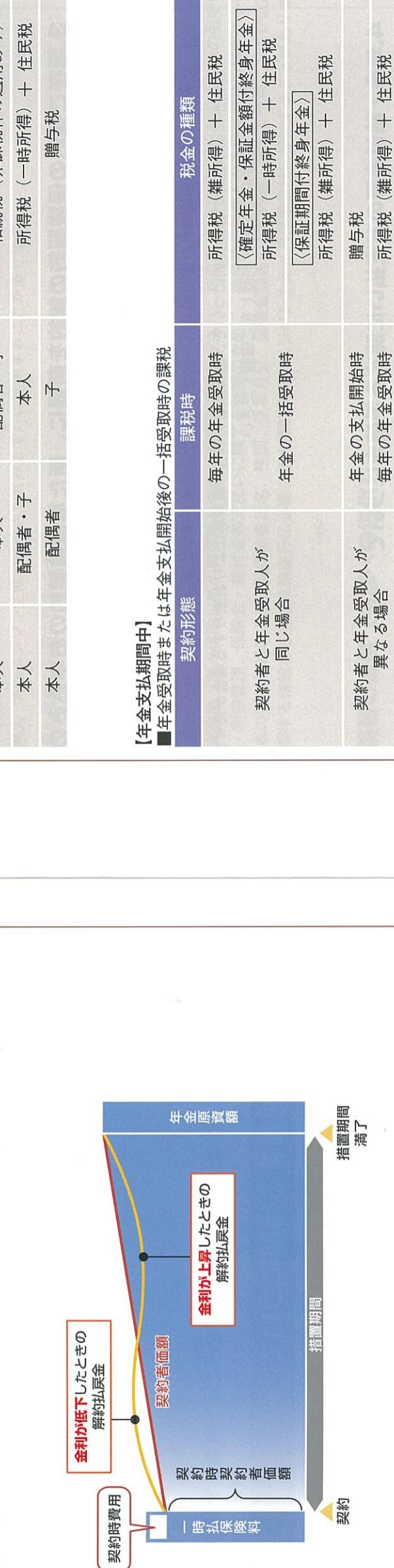
■解約払戻金の計算式

$$\text{解約払戻金額} = \text{解約日における契約者価額} \times (1 - \text{市場価格調整率})$$

■市場価格調整率の計算式

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left[\frac{1 + \text{契約日に適用される予定利率}}{1 + \text{解約日に計算される予定利率} + 0.3\%} \right]$$

■解約払戻金額のイメージ



6 AIGエジソン生命は生命保険契約者保護機構に加入しています

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にもご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳しくは、「ご契約のしおり」「生命保険契約者保護機構」についてをご覧ください。

詳しくは、「ご契約のしおり」（税金について）をご覧ください。
また上記の税務にかかる説明は2007年9月1日現在の内容で、将来変更されることがあります。なお、個別の取扱いについては、所轄の税務署にご確認ください。

7 税金のお取扱いについて

- 【契約時】
お支込みいただいた保険料は、払込まれた年の生命保険料控除の対象となります。
※個人年金保険料控除の対象ではありません。

【据置期間中】	
■解約時または年金原資の一括受取時の差益に対する課税	
年金種類	契約後5年以内の場合
確定年金	20%源泉分離課税
終身年金	所得税（一時所得）+ 住民税

■死亡給付金受取時の課税	
契約者	被保険者
本人	配偶者・子
本人	本人
本人	配偶者

【年金支払期間中】	
■年金受取時は年金支払開始後の一括受取時の課税	
契約形態	課税時
契約者と年金受取人が同じ場合	毎年の年金受取時
契約者と年金受取人が異なる場合	年金の一括受取時
	〈保証期間付終身年金〉
	所得税（維所得）+ 住民税
	贈与税
	毎年の年金受取時
	所得税（維所得）+ 住民税

詳しくは、「ご契約のしおり」（税金について）をご覧ください。
また上記の税務にかかる説明は2007年9月1日現在の内容で、将来変更されることがあります。なお、個別の取扱いについては、所轄の税務署にご確認ください。

その他で注意いただきたい事項

8

1.個人年金保険は生命保険商品です。

- (1) 一時払新個人年金保険（円建）（販売名称：「えん熟君」）は、AIGエジソン生命を引受保険会社とする生命保険商品です。
- (2) 生命保険商品は預金と異なり、預金保険制度の対象とはなりません。

2.ご契約の申込書・告知欄は、契約者・被保険者ご自身でご記入ください。

記入内容を十分ご確認のうえ、署名・押印をお願いします。

3.現在ご契約の保険契約の解約を前提に、新たな保険契約のお申込みのご検討をされる場合、お客様にとって不利益となる事項があります。

現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提とした、新たな保険契約のお申込みは、一般的に次の点について契約者にとって不利益となります。

- ①解約払戻金が払込まれた保険料より少ない金額となる場合があります。
- ②新たにお申込みの保険契約について、被保険者の現在の職業等によりお断りする場合があります。

※詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

4.年金・給付金等のお支払いに関する手続きについて

- (1) お客様からのご請求に応じて、年金・給付金等のお支払いを行なう必要があるので、年金・給付金等の支払事由が生じた場合、すみやかにカスタマーサービスセンターにご連絡ください。
- (2) AIGエジソン生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがあるので、契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

個人情報の取扱いについて

1.個人情報の利用目的について

AIGエジソン生命は、個人情報を次の目的のために利用します。これらの目的のほかに利用することはありません。

- ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ②関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③AIGエジソン生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

2.ご同意いただきたいこと

(1) 機微（センシティブ）情報の取得・利用

生命保険業務の適切な運営を確保するために必要な範囲において、最小限の機微情報を取得・利用します。これらの機微情報については、業務上必要な範囲で、契約者、被保険者、愛取人・指定代理請求人等および生命保険募集人（AIGエジソン生命の代理店を含みます）に提供することができます。

※機微情報の利用の限定について
保健医療等に関する情報（機微（センシティブ）情報）については、保険業法施行規則第53条の10および同法施行規則第234条第1項第17号にもとづき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。これら的情報については、限定されている目的以外では利用いたしません。

(2) 再保険会社への情報提供

AIGエジソン生命は、AIGエジソン生命と契約者との間の保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険（再々保険以降の再保険を含む）を行なうことがあります。再保険会社における当該保険契約の引き受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いに必要な保険契約の特定に必要な契約者の個人情報、および健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報をAIGエジソン生命が再保険会社に提供することがあります。

3.個人情報の提供【外部への提供】

AIGエジソン生命は、次の場合を除いて、ご本人の個人情報を外部に提供することはありません。

- ①予めご本人が同意されている場合
- ②利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部（AIGエジソン生命の代理店を含みます）へ委託する場合
- ③ご本人または公共の利益のために必要であると考えられる場合
- ④再保険の手続きをする場合
- ⑤ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- ⑥その他法令に根拠がある場合

※詳細は「ご契約のしおり・約款」および「生命保険契約申込書」をご確認ください。